

特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい
認定特定非営利活動法人としての情報公開に関する規程

規程第 8 号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい（以下「団体」という。）が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定めるところにより、認定特定非営利活動法人（以下「認定法人」という。）としての情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 団体の認定法人としての情報公開に関する事務は、事務局長が監督する。

(情報公開の対象とする資料及び公開方法)

第3条 団体は、法第 54 条に基づき認定法人としての情報公開及び団体事務局に常時備え置き閲覧に供する資料及び事務を整える。

2 この規程に定めがない情報公開に関しては、特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい情報公開に関する規程（規程第 6 号）による。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 団体の公開する情報の閲覧場所は、定款第 2 条に規定する事務所とする。

2 閲覧の日は、団体休日以外の火曜日、水曜日及び金曜日とし、閲覧の時間は、午前 11 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 団体の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。

(1) 別に定める「閲覧申請書（様式認 1）」に必要事項を記入し提出を受ける。」

(2) 受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿」（様式認 2）に必要事項を記録する。

2 第 3 条に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第 3 条に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 閲覧については、無料とする。

4 閲覧資料の写しを希望する者には、実費を徴収の上、配布する。ただし、第 3 条に規定する資料のうち、個人情報に関する記載については開示しない方法により配布する。

(委任)

第6条 この規程に定めるほか、必要な細目事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、認定法人となった日から施行する。

(様式認1)

閲覧申請書

特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい理事長宛

申請年月日 年 月 日

(ふりがな)

申請者氏名 _____

郵便番号 _____

申請者住所 _____

電話番号 _____

閲覧対象資料 (該当するものを○で囲んでください、括弧内に年度を記入してください)

1. 認定の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
2. 認定の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
3. 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ()
4. 前事業年度収益の明細など法第54条第2項第2号から第4号に掲げる書類 ()
5. 4のほか、法規第32条第2項で定める書類 ()
6. 助成金の支給の実績を記載した書類 ()
7. 海外への送金又は金銭の持出し (その金額が二百万円以下のものを除く。)を行うときの金額及び使途並びにその予定日を記載した書類 ()
8. 閲覧対象すべて

※コピーについては実費がかかります。

→希望枚数 () ×実費 () = 支払額 ()

支払方法 () 支払日 () 経理確認 ()

(様式認2)

閲覧受付簿

受付 番号	受付年月日	申込人氏名	受付者氏名	備考